



木瓜 (ボケ)

# 税務と経営

編集発行人  
山村税理士事務所  
税理士  
山村嘉清

〒870-0045  
大分市城崎町1丁目4-15  
TEL 097 (536) 5231  
FAX 097 (536) 5237

3月

(弥生) MARCH

20日・春分の日

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	31
水	4	18	・
木	5	19	・
金	6	20	・
土	7	21	・
日	8	22	・
月	9	23	・
火	10	24	・
水	11	25	・
木	12	26	・
金	13	27	・
土	14	28	・

## 3月の税務と労務

- |                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 国 税/令和7年分所得税等の確定申告<br>2月16日~3月16日 | 国 税/1月決算法人の確定申告<br>(法人税・消費税等) 3月31日           |
| 国 税/個人の青色申告の承認申請<br>3月16日         | 国 税/7月決算法人の中間申告<br>3月31日                      |
| 国 税/贈与税の申告<br>2月1日~3月16日          | 国 税/4月、7月、10月決算法人の消費税等の中間申告<br>(年3回の場合) 3月31日 |
| 国 税/2月分源泉所得税の納付<br>3月10日          | 地方税/個人の都道府県民税、市区町村民税、事業税(事業所税)の申告<br>3月16日    |
| 国 税/個人事業者の令和7年分消費税等の確定申告<br>3月31日 |   |

### ワンポイント 電子証明書の有効期限

スマホ申告でマイナンバーカードを利用する際は、電子証明書の有効期限にご注意ください。マイナンバーカードの有効期限は発行から10回目の誕生日(18歳以上の場合)までですが、電子証明書は5回目の誕生日までです。電子証明書の有効期限は券面の記載またはマイナポータルで確認することができます。

# 資本的支出と修繕費

固定資産の修理・改良のために支出した金額は、資産計上され減価償却により複数年度の損金に計上される「資本的支出」と、支出したその事業年度に一時に損金に計上される「修繕費」に区分されます。資本的支出と修繕費の基本的考え方を整理し、修理、改良等のために支出した金額を合理的に区分できるよう、その基準と判定方法をみていきます。



法人や事業所得・不動産所得を有する個人が所有する固定資産について、修理、改良等のために支出した金額（以下「修理改良等支出」）がある場合、その固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すと認められる部分に対応する金額が「資本的支出」とされます。また、修理改良等支出のうち、その固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するため要したと認められる部分の金額が「修繕費」とされます。この区分は必ずしも明確でなく、実務上は個々の事例や状況に応じた判断が求められます。

## 1 基本的考え方

資本的支出と修繕費の区分及びその処理方法に係る基本的考え方は【下図】のとおりです。

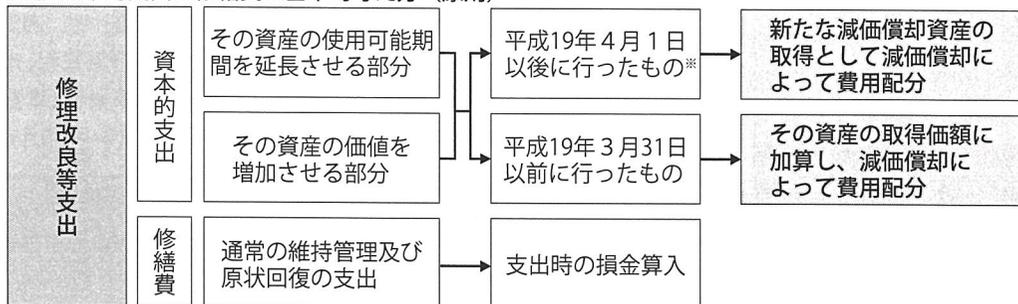
## 2 資本的支出の例示

修理改良等支出のうち、次のような費用の額は、原則として資本的支出とされます。

## 3 修繕費の例示

- (1) 建物の避難階段の取付等、物理的に付加した部分に係る費用の額
  - (2) 用途変更のための模様替え等、改造又は改装に直接要した費用の額
  - (3) 機械の部分品を特に品質の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち、通常の取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額
- 修理改良等支出のうち、次のような費用の額は修繕費とされます。
- (1) 建物の移えい又は解体移築（旧資材の70%以上を再利用し、移築後の建物と以前の建物との同一性が認められるものに限る）に要した費用の額
  - (2) 機械装置の移設に要した費用の額（集中生産を行うための移設等を除く）
  - (3) 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛りに要した費用の額
  - (4) 現に使用している土地の水

【図】 資本的支出と修繕費の基本的考え方（原則）



\* 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産に資本的支出を行った場合は、資本的支出に係る金額をその減価償却資産の取得価額に加算することができます。

はけを良くするために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額

#### 4 形式基準による判定

資本的支出と修繕費の区分は、実務上困難な場合が多いため、計算の簡便性を考慮して、下記「フローチャート」に記載の形式基準による取扱いが認められています。フローチャート中、修理改良等支出が20万円未満かどうかは、一つの計画に基づく同一の固定資産への支出額の合計額で判断します。

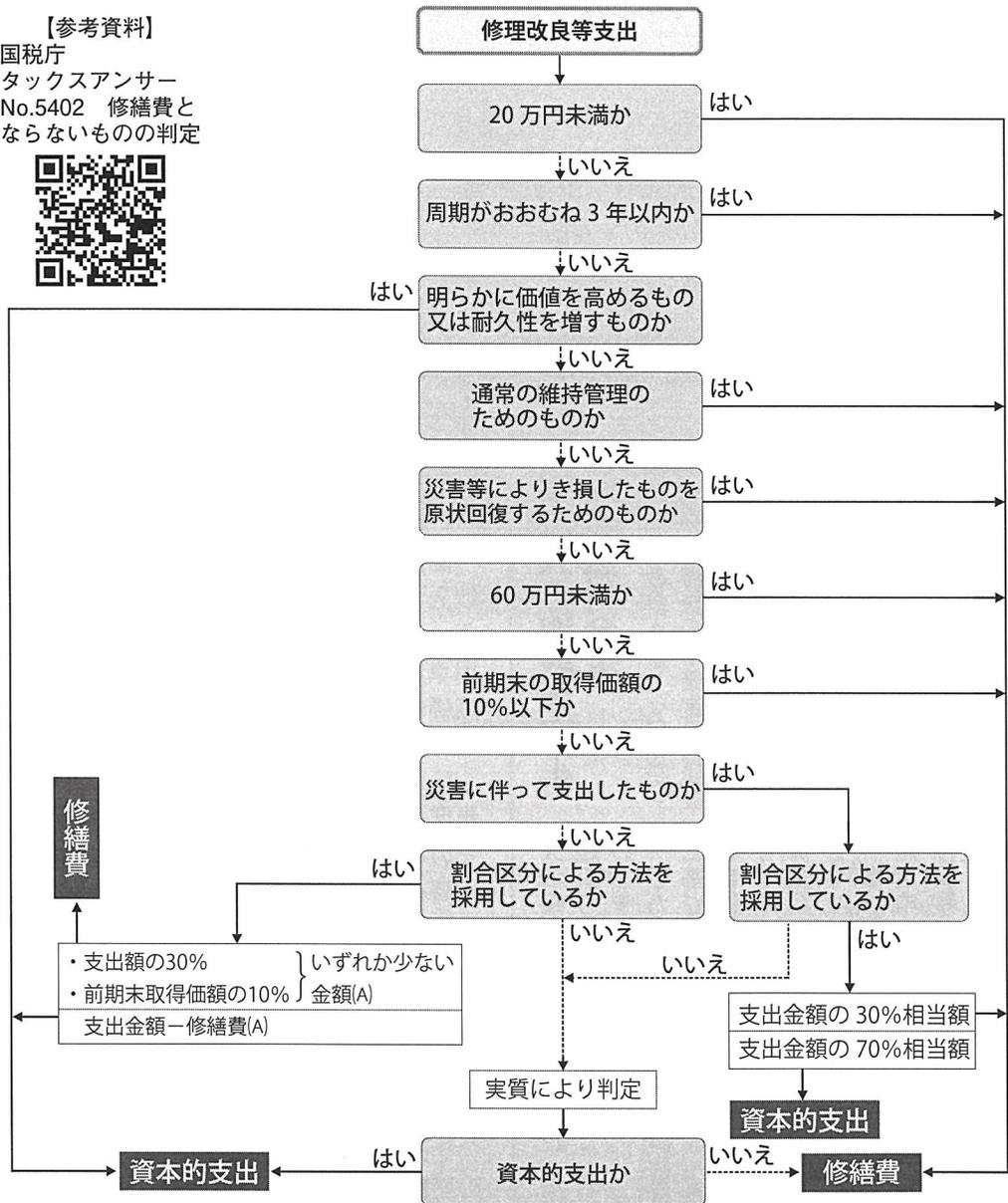
#### 5 まとめ

修理改良等支出が資本的支出に当たるか、修繕費に当たるかの判断は、修繕費や改良費など支出の名目によって判断するのではなく、その実質によって判断します。

請求書や見積書を精査することとはもとより、場合によっては支出対象となった現場を実地に確認するなどして実態を把握することが大切です。

【フローチャート】資本的支出と修繕費の形式基準による判定

【参考資料】  
 国税庁  
 タックスアンサー  
 No.5402 修繕費と  
 ならないものの判定



# 税金クイズ

海外旅行に行って外国製たばこを買ってきたとき、紙巻たばこは何本まで税関で税金がかからないでしょうか？

- ① 100本
- ② 200本
- ③ 400本

## 【解説】

海外旅行の楽しみの1つに免税店での買い物があります。昨今は円安ですが、物価水準が日本より低くリーズナブルに買い物を楽しめる国も多くあります。たばこやお酒、ブランド品など、日本で買うとたばこ税や酒税に加えて消費税もかかりますが、免税店ではこれらの税金はないので安価で購入でき、海外から日本に持ち込む際は、一定の範囲で関税等が免税となります。

入国者1人当たりの免税の範囲は、たば

こでは、紙巻たばこは200本(1カートン)、加熱式たばこも10箱(200本相当)、お酒はアルコール度数や種類に関係なく1本760mlのボトルが3本、香水は2オンス(約56ml)までです。ハンドバッグなどその他の品目は合計20万円までが免税です。

この免税範囲を超えた時の税率ですが、たばこは1本当たり15円と割高です。お酒は種類によって異なりますが、たばこ違って税金はそれほど高くありません。例えば、ワインはどれだけ高級なワインでも1ℓ当たり200円の税金しかかかりません。

冒頭のクイズで400本と答えた方もおられると思います。そうです、令和3年9月までは400本でした。しかし、同年10月から200本に変更されています。せっかく免税で安く買ったのに、この変更を知らないで日本に2カートンを持ち込んだ場合、1カートン分は3,000円(200本×15円)の税金がかかりますので注意してください。

正解は、②200本でした。

(出典:税関ホームページ)

## KEY WORD

### 個人事業者が減価償却をやり忘れていたら

開業して間もない個人事業者は、売上や仕入、経費を集計するのに精一杯で、「そういえば数年前に購入したパソコンや自家用車を仕事にも使っているのに、これらの減価償却費の計上を忘れた」というケースもあります。どうしたらよいでしょうか。

法人の場合は任意償却といって、今事業年度は減価償却をしないという選択もあり、その場合は簿価が据え置かれ、翌事業年度以降に限度額の範囲で償却していきます。しかし、個人の場合は強制償却といって、限度額となる金額を毎年必ず減価償却することとされ、過年度分も減価償却したのものとして未償却残高が減っていきます。

したがって、減価償却をやり忘れていたら、今年2年分の償却費を計上するとか、今年から償却を始めるとかはできず、更正の請求という手続き(5年間有効)により、税金の還付を求めることになります。

### 被相続人の準確定申告に係る還付金等

相続人であるAは、父の死亡後、父の所得税の準確定申告書を提出し、所得税の還付金25万円を受け取りました。この還付金は、父が亡くなった後に手続をして支払われたものですが、相続財産になるでしょうか。還付請求権は、被相続人の死亡後に発生するとしても、被相続人の潜在的な請求権が被相続

人に帰属しており、これが被相続人の死亡により顕在化したものと考えられます。

したがって、これらの請求権に基づいて還付金を受け取った場合は、相続税の課税対象となります。また、後期高齢者医療保険料や介護保険料の還付金なども相続財産に該当します。

なお、被相続人の所得税の準確定申告で納付することとなる所得税は、相続財産の価額から差し引く債務となります。